

阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会規約

(目的)

第 1 条 阿武隈急行線沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更に関する協議に関すること
- (2) 交通計画の実施に関する協議及び連絡調整に関すること
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は別表 1 に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会長及び副会長は、第 4 条第 1 項の規定に基づく委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第 1 項に関する事項の協議・調整が終了したときには、解任されるものとする。

(会議)

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員は、会議への出席及び議決権の行使について、代理人を選任することができる。

4 会議の議決方法は、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めた協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第 8 条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面決議により、議事を決定することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第 9 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を設置する。幹事会には座長、副座長を設置する。

2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第 11 条 協議会に提案する事項について、部分的に協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会の下に地域部会を設置することができる。

2 地域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 12 条 第 2 条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の委員が所属する自治体に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員、臨時委員及び第 7 条第 6 項の規定に基づき会議への出席を依頼された者が会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第 17 条 協議会に監事を 2 名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から 30 日以内をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第 7 条の規定にかかわらず、この規約施行後最初の協議会は、阿武隈急行沿線開発推進協議会会長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表 1
協議会

区分	職名等	備考
交通事業者	阿武隈急行(株) 代表取締役社長 東日本旅客鉄道(株) 仙台事業本部 総務部 企画部長 福島交通(株) 代表取締役社長 東北アクセス(株) 代表取締役社長 (一社)福島県タクシー協会 県北支部長 (一社)宮城県タクシー協会 仙南支部長	
住民	学校法人福島学院大学 マネジメント学部地域マネジメント学科 教授 福島県立伊達高等学校 校長 宮城県角田高等学校 校長 福島県社会福祉協議会 会長 宮城県社会福祉協議会 会長 福島卸商団地協同組合 理事長 日本労働組合総連合会 福島県連合会 会長 日本労働組合総連合会 宮城県連合会 会長	
学識経験者	国立大学法人 福島大学 経済経営学類 教授 公立大学法人 宮城大学 事業構想学群 特任教授	
道路管理者	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所長 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 福島県土木部 県北建設事務所長 宮城県土木部 大河原土木事務所長	
公安委員会 ・ 県警察	福島県警 伊達警察署長 福島県警 福島警察署長 福島県警 福島北警察署長 宮城県警 角田警察署長	
計画を策定する 地方公共団体	福島県福島市 副市長 福島県伊達市 副市長 宮城県角田市 副市長 宮城県柴田町 副町長 宮城県丸森町 副町長 福島県 生活環境部長 宮城県 企画部長	
その他会長が 必要と認める者	(株)東邦銀行 法人コンサルティング部 公務・地域商社事業課長 (公財)福島県観光物産交流協会 常務理事 (一社)宮城創生DMO CMO 国土交通省東北運輸局 鉄道部長が推薦する者 国土交通省東北運輸局 福島運輸支局 企画調整部門 首席運輸企画専門官 国土交通省東北運輸局 宮城運輸支局 企画調整部門 首席運輸企画専門官	
事務局	阿武隈急行沿線開発推進協議会 事務局の設置自治体 (伊達市 市民生活部 生活環境課) 福島県 生活環境部 生活交通課 宮城県 企画部 地域交通政策課	